

四日市市告示第 91号

四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 3月13日

四日市市長 森 智 広

四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱(平成19年四日市市告示第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、平成 <u>33</u> 年3月31日 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、平成 <u>30</u> 年3月31日 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)